

よく似た言葉など

監督署で耳にする言葉でよく似た言葉や人によって違う意味で使う言葉があります。

1 よく似た言葉「休業〇〇」

監督署でよく聞く「休業〇〇」は、労災保険給付に関する「休業補償」だと思います。

業務上の負傷等の療養のための休業のうち4日目以降の補償給付のことは、正確には、「休業補償給付」（労働者災害補償保険法第14条）と言います。これとは別に、休業補償給付の待期間3日間に対する事業主の補償として、「休業補償」（労働基準法第76条）というものが別に存在します。「『休業補償』について相談がある。」と伝えていただければ、労災部署につながる人が多いと思いますが、「労災保険給付に関する『休業補償』」と伝えていただくとより確実です。逆に、労働基準法上の「休業補償」についてご相談がある場合には、「労働基準法上の『休業補償』について相談がある。」や「待期間の『休業補償』について相談がある。」と伝えていただくと、監督部署につながると思います。

その他の「休業〇〇」としては、通勤による負傷等の療養のための休業のうち4日目以降の給付である「休業給付」（労働者災害補償保険法第22条の2）や使用者の責めに帰すべき事由による休業に対し事業主が支払うべき賃金である「休業手当」（労働基準法第26条）といったものがあります。

2 日給月給制

「日給月給制」という言葉をインターネットで検索すると、「給与の月額があらかじめ月額〇〇円と決められており、欠勤・遅刻・早退をした場合はその分が差し引かれる月給制」や「給与の日額が日額〇〇円と決められており、働いた日数に応じ、毎月1回まとめて支払われる給与体系」といった異なった説明が見つかります。実は、この「日給月給制」という言葉の内容は、法律では決まっていません。

監督署では、給与の月額があらかじめ月額〇〇円と決められており、欠勤・遅刻・早退をした場合はその分が差し引かれる月給制のことを日給月給制と呼んでいます。これに対し、給与の日額が日額〇〇円と決められており、働いた日数に応じ、毎月1回まとめて支払われる給与体系のことは、単に日給制と呼んでいます。また、給与の月額があらかじめ月額〇〇円と決められており、欠勤・遅刻・早退をした場合であってもその分が差し引かれない月給制のことを完全月給制と呼んでいます。

インターネットで検索してみると、監督署の考える日給月給制を完全月給制、日給制を日給月給制と説明しているものも多く見つかります。「給与の月額があらかじめ月額〇〇円と決められており、欠勤・遅刻・早退をした場合はその分が差し引かれる月給制」で契約するつもりで、「完全月給制」という用語を使ってしまうと労働者は監督署の考える完全月給制と誤解してしまう可能性もありますので、ご注意ください。